

おもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業 Q & A

概要	1	質問内容	採択方法は先着順ですか。
		回答	先着順ではありません。令和2年12月16日(水)までに提出された事業実施計画書を審査し、評価の高い事業計画から予算の範囲内で採択を決定します。したがって、事業実施計画書を提出しても採択されない場合があります。
概要	2	質問内容	個人の住宅で、住宅宿泊事業を営んでいますが、対象となりますか。
		回答	高知県または高知市に対して住宅宿泊事業の届出を行い、届出番号が通知されていれば、対象となります。
概要	3	質問内容	同一施設で宿泊業と飲食業を営業していますが、レストラン部分の改修については、対象となりますか。
		回答	宿泊客への食事の提供としてレストランを利用している場合は、対象となります。
概要	4	質問内容	上限金額は、事業者単位ですか。
		回答	事業者単位となります。したがって、1事業者が複数施設を改修する場合でも、上限額は2,000万円となります。
概要	5	質問内容	複数の取組を検討しており、それぞれの取組で発注する事業者も異なりますが、まとめて申請してよろしいでしょうか。
		回答	複数の取組を実施する場合でも、事業実施計画書はひとまとめに提出してください。
概要	6	質問内容	複数の取組を提出した場合、1つでも補助対象にあたらないものがあれば、全てが不採択となりますか。
		回答	複数ある内の1つに対象外の取組があったとしても、そのことのみをもって全体が不採択となることはありません。事業計画のうち、対象となる取組のみ採択とし、交付申請できる補助金も対象外経費を除いた金額となります。

概要	7	質問内容	事業はいつまでに完了する必要がありますか。
		回答	令和2年度では、令和3年2月26日(金)が最終の実績報告日となりますので、それまでに完了させる必要があります。 ただし、繰越した場合は、令和4年2月28日(月)が最終の実績報告日となります。繰越す場合は、令和3年1月29日(金)までに、繰越しの承認申請をする必要があります。
事業計画書	8	質問内容	補助要件にある「インバウンド対応を意識すること」とは具体的にはどのような取組が当てはまりますか。例えば、案内等について外国語対応するといったことでよいでしょうか。
		回答	あくまで例示ですが、事業実施にあたり、宿泊客へのお知らせや案内表示などの多言語化、Wi-Fi環境の整備、キャッシュレス決済の導入、トイレの洋式化などの対応を意識していただくとよいと考えています。
事業計画書	9	質問内容	事業実施計画書様式1の目標の記載方法について、小規模な民宿等では、細かなターゲットまで絞って記載することが難しいですが、よろしいでしょうか。
		回答	施設の実情に応じた目標で問題ありません。
添付書類	10	質問内容	合見積りはどの時点で必要となりますか。
		回答	補助金交付申請の段階で必要となりますので、事業実施計画書提出時には、1者のみでも問題ありません。
添付書類	11	質問内容	添付書類について、図面は必ず必要ですか。
		回答	必須ではありませんが、より具体的にお示いただくことで、審査員がイメージしやすくなると思われます。
添付書類	12	質問内容	市町村の意見書はどのように提出すればよいですか。
		回答	市町村に記載いただいた後、他の書類と合わせて県に提出してください。 市町村の目線から見た事業に対する意見を記載いただくもので、記載には一定時間を要すると考えられます。お早めに市町村の観光担当部署にご相談ください。

添付書類	13	質問内容	事業実施計画書の添付書類となっている定款、法人登記簿、決算諸表等について、個人事業主であればどういった書類を提出すればよいですか。
		回答	定款、法人登記簿については、提出不要です。決算諸表については、確定申告書一式を直近3年分提出してください。
添付書類	14	質問内容	現在、コロナの影響で納税猶予を受けていますが、県税の納税証明書は発行していただけますか。
		回答	納税猶予を受けていても、その旨が記載された形で納税証明書が発行されますので、管轄の県税事務所にお問い合わせください。
添付書類	15	質問内容	申請事業を説明するために、添付書類に定められた資料以外に、参考資料を添付することは可能ですか。（パース図など）
		回答	可能です。積極的に添付いただくと、事業内容がより分かりやすくなるため正確な審査につながるようになります。
交付申請	16	質問内容	複数の事業計画を申請し、採択された後、事業を一部取りやめることは可能でしょうか。
		回答	場合によります。当該事業を一部取りやめることで、審査結果にどの程度影響を及ぼすか、県で協議し、一部取りやめの可否を判断しますので、ご質問いただいた状況が生じましたら、県にご相談ください。
交付決定	17	質問内容	仮に事業実施計画が採択されたとして、補助金交付決定通知以降でないと、事業は開始できませんか。
		回答	交付決定通知以降に事業を開始いただく必要があります。
交付決定	18	質問内容	交付決定通知はいつ頃になることを想定していますか。
		回答	1月中下旬から順次決定する予定です。

市町村関係	19	質問内容	県が市町村を通して事業者へ補助する(間接補助)場合、市町村が負担する部分に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しても問題ないでしょうか。
		回答	問題ありません。
市町村関係	20	質問内容	事業実施にあたっての市町村の予算化は、交付決定後としても問題ないでしょうか。予算を計上する議会を1月に実施する予定としており、交付決定後となることも想定されます。
		回答	市町村の予算化については、交付決定後でも問題ありません。申請様式1(実施計画)には、議決の予定日を記載してください。
市町村関係	21	質問内容	市町村が所有している廃校を集落活動センターとして活用し、地域住民が宿泊業を営んでいます。対象となりますか。また、対象となる場合、申請方法及び実施主体はどのようになりますか。(旅館業の許可は、地区が取得している)
		回答	集落活動センターも対象となります。この場合、市町村の所有施設ですので、市町村が実施主体となり、申請する必要があります。
Wi-Fi	22	質問内容	無料公衆無線LAN環境整備のみで実施する予定ですが、採択方法はどのようになりますか。
		回答	無料公衆無線LAN環境整備のみの場合は、管轄の市町村を経由して申請をお願いします。審査会を実施せず、予算の範囲内で先着順での採択となります。
Wi-Fi	23	質問内容	無料公衆無線LAN環境整備のみで実施する予定ですが、繰越し可能でしょうか。
		回答	繰越し可能です。